

**京都市動物による迷惑等の防止に関する条例（案）第9条第2項に規定する  
「適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準」について**

**1 適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準**

平成26年12月15日から平成27年1月14日まで実施いたしました条例の制定に係る意見募集においては、「無責任な給餌」の定義を明確にすべき旨の多くの意見をお受けしています。

本市としても、給餌行為の適正化を図っていくうえで、こうした基準を明確にお示ししていくことが必要と考えており、今回の条例案、第9条第2項で、市長が「適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準」を定めることができることとしています。

この基準については、既に本市のホームページでも述べておりますとおり、環境省が示している「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（平成22年2月）に示されている地域猫についてのガイドラインに準拠した、多くの地域で受け入れられ、周辺住民の理解が得られる基準を作成し、改めてお示しをしてまいりたいと考えています。

**2 給餌の責任者等を登録する制度の実施**

また、上記、意見募集においては、これまで独自に野良猫の繁殖抑制に取り組んできた方から、適切な給餌とそうでないものを一緒にして批判されるのではないかとの不安の声をいただいている。

このため、既に本市のホームページで述べておりますとおり、周辺住民の理解を促すため、「希望により給餌の責任者等を登録する制度」を実施することを検討しております。

(参考)

環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（平成22年2月）地域猫に係る記載の抜粋

V 地域猫

1. 飼い主のいない猫の現状

全国の自治体で約20万頭の猫が収容され、その多くが殺処分されています。また殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。また、時間はかかりますが、猫の数を減らすことに成功した事例もあります。

そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりが必要です。

※地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

## 2. 地域猫活動

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなければなりません。

同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

いくつかの自治体では、飼い主のいない猫に関するガイドラインが作成されています。

## 3. 地域猫活動の実際

### (1) それぞれの役割

- ・ 地域猫の世話をする人（活動の主体）

飼い主のいない猫対策に取り組む主体になります。

地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経験を持つボランティア団体などとともに活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

- ・ 行政

地域猫活動の普及啓発をはかります。

地域の対策に沿って必要な支援を行います。

具体的には、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などがあります。

- ・ ボランティア団体

経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動

に参入してもらうと効果的な場合があります。

## (2) 地域の合意

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意は重要です。地域猫活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めてください。

事前に各関係者が集まり現状を確認した上で、活動を行うかを検討し、意思の統一を確認した上で活動を始めることができます。

## (3) 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

代表者を決め、トラブル・問題が発生した場合は対処します。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくと後で役に立ちます。

地域猫活動を行うことが決まったら、地域猫の世話をする人、自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

## (4) エサやり

エサやり場は地域住民の迷惑がかからない場所に固定します。

エサは決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。量は猫が食べきれるだけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合もあるので、キャットフードを与えます。

## (5) トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。

## (6) 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前（生後 6 ヶ月頃）に、オス、メスともに行うことが望されます。飼い主のいない猫の寿命は 4~5 年と言われています。このため、地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくことになります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなったり、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておく必要があります。

捕獲は1回で完了しないため、不妊去勢手術した猫と、未実施の猫の識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス（ビーズ）、マイクロチップなどがあります。

#### (7) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には首輪、名札などの目印をつけ、他の猫とは区別します。

感染症予防のため健康状態を把握し、異常を見つかった場合は、活動の代表者や獣医師に報告するなどの処置をします。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

#### (8) 猫の譲渡（飼い猫化していくために）

地域猫から飼い猫になった例もあります。

捕獲した猫を新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

譲渡を目的とする捕獲は、原則的に、猫に無用な警戒心を与えないために捕獲器の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的なエサやりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼育・適正飼育のために本ガイドラインを紹介して、適正飼育に関する情報提供を行います。

### コラム TNR活動

TNR活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して元のテリトリーに戻す（Return）活動のことです。

## VI 迷惑防止策

住民の中には犬や猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた犬や猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚をとったりする場合もあります。犬や猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を紹介します。

- ・ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- ・犬や猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- ・猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- ・市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- ・市販されている超音波発生器（センサーが猫をキャッチすると超音波を放射す

る機器)などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。

- ・迷惑防止策のプレートなどを自治体からもらって貼る。

『犬のふん放置禁止』など、市区町村や保健所で配布していることがあります。

#### コラム 動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物愛護管理法では、動物の遺棄・虐待行為について以下のとおり規定しています。

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50 万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50 万円以下の罰金に処する。

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは絶対に行ってはなりません。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。

#### VII 困ったときの相談先

わからないことや困ったことがあれば、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理担当部署、あるいは最寄りの動物愛護センター、保健所、獣医師会などに相談しましょう。

また全国組織である財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会や地域の動物愛護関連の公益法人などでも相談を受けているところがあります。